

青少年愛護条例 のあらまし

青少年愛護条例が改正されました。

施行日：平成21年5月1日

※インターネット上の有害情報からの青少年の保護については、平成21年7月1日

この条例では、青少年とは**18歳未満**の人をいいます。

※今回の改正により、6歳未満も対象となりました。



改正のポイント

インターネット上の有害情報の氾濫、出会い喫茶等営業の出現、乳幼児の健全育成を阻害する事案の顕在化など青少年を取り巻く社会環境の変化に対応しようとするものです。

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1. 条例の対象とする青少年の年齢の見直し | 3. 出会い喫茶等営業への規制 |
| 2. インターネット上の有害情報への対応の強化 | 4. 深夜外出の制限規定の見直し |



兵庫県

県民・保護者・事業者のみなさんへ

未来を担う青少年をこころ豊かにたくましく育むことは、私たちすべての大人の願いであり、社会の責任です。本県では、県民、保護者、事業者、県及び市町の責務を定め、相互に協働して青少年の健全育成と保護に取り組むこととしています。それぞれの立場で、自らすすんで、積極的な取り組みをお願いします。

1 インターネット上の有害情報への対応の強化

保護者の義務

第24条の2、第24条の4

青少年のインターネットの適切な利用についての保護者の取組 **改正**

保護者は、青少年が利用するパソコン等の端末設備を適切に管理し、青少年が有害情報を閲覧することがないようにしなければいけません。また、インターネットの利用に伴う危険性等について認識し、青少年の健全な判断能力の育成を図らなければいけません。

青少年の携帯電話について、原則フィルタリングを利用すること **新**

フィルタリングとは

子どもたちが、安全に安心して携帯電話を使用できるよう、子どもたちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイトなどへのアクセスを制限できる機能です。

保護者は青少年が使用する携帯電話インターネットの利用契約に際して、**正当な理由**があれば、携帯電話事業者に対し、フィルタリングを利用しない申し出をすることができますが、正当な理由を記載した書面を提出しなければいけません。

正当な理由とは 次のような場合です。

- ①携帯電話インターネット接続サービスの提供を受ける青少年が就労している場合において、フィルタリングを利用することでその青少年の業務に著しい支障を生ずる場合。
- ②携帯電話インターネット接続サービスの提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、フィルタリングを利用することでその青少年の日常生活に著しい支障を生ずる場合。
- ③保護者が、携帯電話事業者が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とするサービスを利用すること等により、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにする場合。

フィルタリングにより 制限できるサイトの例

- ① アダルトサイト
- ② グロテスクサイト
- ③ 出会い系サイト
- ④ 喫煙、飲酒等推奨サイト
- ⑤ 自殺、家出推奨サイト



【参考】

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（第17条）



保護者は、携帯電話を18歳未満の青少年が使用する場合には、その旨を携帯電話事業者に申し出なければいけません。

家庭内でルールを作りましょう。

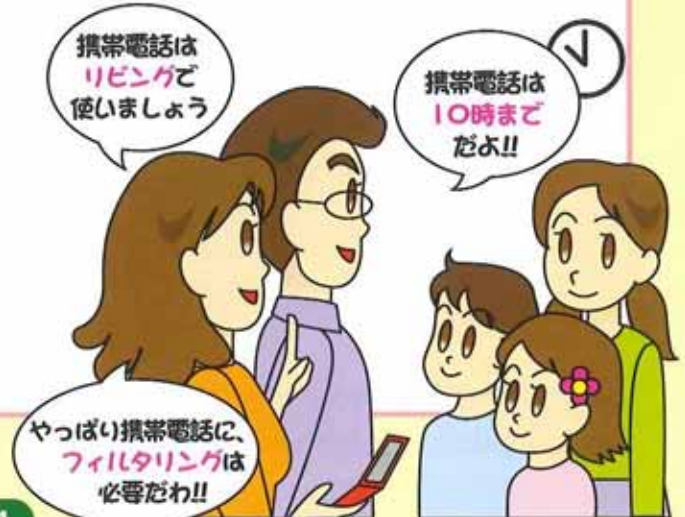
携帯電話の使い方について家庭内でルールを決めることは、子どもの利用マナーの向上に効果があります。

<家庭内でのルールの例>

- ①利用する時間を決める。
（「夜10時まで」など）
- ②利用する場所を決める。
（「リビングルームで使う」など）
- ③インターネットについて、利用するサイトを決める。

<ルール作りのポイント>

- ①子どもと話し合いながら、決めましょう。
- ②子どもの発達段階に応じたルールにしましょう。



携帯電話事業者等の義務

第24条の4

契約時における説明、説明書の交付 新

携帯電話事業者は、青少年が使用する携帯電話インターネット接続サービスの契約を締結する際には、青少年又はその保護者に対し、次の内容を説明するとともに、説明書を交付しなければいけません。

- ①携帯電話インターネット接続サービスの提供を受けると青少年が有害情報に接する機会が生じること
- ②インターネットの不適切な利用により青少年が犯罪に巻き込まれる事件が発生していること
- ③携帯電話事業者が提供するフィルタリングの内容
- ④保護者がフィルタリングを利用しない申し出をする場合は、正当な理由が必要であること



フィルタリングを利用しない理由の保存 新

携帯電話事業者は、フィルタリングを利用しない契約を行った場合、保護者が提出した正当な理由を記載した申出書をその契約が終了する日までの間保存しなければいけません。

インターネットを利用できる端末設備を公衆の利用に供する事業者の義務

第24条の3

対象事業者

インターネットカフェの営業者、インターネットを利用できるパソコンを利用させる図書館や公民館の管理者、課金式パソコンを利用させる事業者、その他事業として不特定多数の者にインターネットを利用できる端末設備を利用させる事業者です。

次の措置を講じなければいけません。 新

- ①利用者の年齢を確認すること。ただし、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスを利用することにより、すべての端末設備について、有害情報の閲覧を制限する措置を講ずる場合は必要ありません。
- ②青少年の利用に供する端末設備には、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスを利用すること。
- ③端末設備を公衆の利用に供する営業又は事業の場所ごとに責任者を置くこと。



※県は、このようなインターネットのフィルタリング等に関する規定の履行状況の確認のため、調査を行うことがあります。

事業者の義務違反は勧告・公表の対象となります。

2 深夜外出の制限等

第15条の2、第24条

深夜とは

午後11時から翌日の午前5時までをいいます。

保護者の義務

改正

保護者は、特別の事情がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないようにしなければいけません。

連れ出し等の禁止

改正

※深夜以前に連れ出し、深夜に至った場合も禁止の対象です。

何人も、保護者の承諾等なく、深夜に、青少年をその住所等から連れ出し、又はその住所等以外の場所に居させてはいけません。

違反すると、30万円以下の罰金又は料料

帰宅促進義務

深夜に営業を営む者（従業員を含む）は、深夜に営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければいけません。



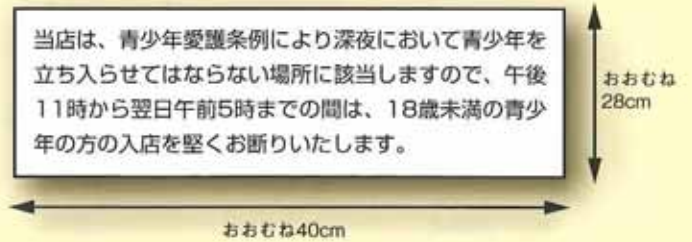
立入禁止

カラオケハウス、インターネットカフェ、まんが喫茶等個室や区画席を設けて営業を行う者は、深夜に青少年を客として立ち入らせてはいけません。
違反すると、30万円以下の罰金又は料料



掲示義務

施設への深夜における青少年の入場を禁ずる旨を、営業場所の見やすい箇所に掲示しなければいけません。
違反すると、料料



おおむね40cm

おおむね28cm

3 出会い喫茶等営業に対する規制

第2条、第17条～第19条の2

男性と女性に会話の機会を提供する出会い喫茶等営業には、営業の届出義務、学校等の敷地から周囲200メートル内の区域又は都市計画法で定める住居系用途地域での営業禁止、青少年の立入禁止等の規制がかかります。

出会い喫茶等営業は平成23年1月1日から「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づく規制となりました。
(出会い喫茶等営業に関する青少年愛護条例の規定は削除)

4 有害興行に関する規制

第11条

個別審査による指定

知事は、興行^{※1}の内容の全部又は一部が次のいずれかに該当するため、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、有害興行として指定できます。

- 著しく性的感情を刺激するもの
- 著しく粗暴性又は残忍性を助長するもの
- 著しく恐怖心を付与するもの
- 犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるもの
- 自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるもの

知事が指定

有害興行とみなす規定

興行の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で、知事が指定するものが、青少年の観覧を不適当と認めたもの

該当

有害興行

興行者^{※2}は、有害興行を青少年に観覧させてはいけません。
違反すると、30万円以下の罰金又は料料

※1 興行：映画、演劇、演芸等
※2 興行者：映画館など

5 有害図書類に関する規制

第12条、第12条の2

個別審査による指定

知事は、図書類^{※1}の内容の全部又は一部が次のいずれかに該当するため、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、有害図書類として指定できます。

- 著しく性的感情を刺激するもの
- 著しく粗暴性又は残忍性を助長するもの
- 著しく恐怖心を付与するもの
- 犯罪を誘発し、又は助長するおそれがあるもの
- 自殺を誘発し、又は助長するおそれがあるもの

有害図書類とみなす規定

- 書籍、雑誌等の刊行物であって、卑わいな姿態等^{※2}を掲載するページの数、20ページ以上又は全体の5分の1以上を占めるもの
- ビデオテープ、ビデオディスク等であって、卑わいな姿態等を描写した場面が3分以上のもの
- 表紙又は包装箱等に卑わいな姿態等を掲載しているもの
- 図書類の内容が青少年に与える影響についての審査を行う団体で、知事が指定するものが、青少年の閲覧、視聴を不適当と認めたもの



※1 図書類

書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、スライド、レコード、録音テープ、コンパクトディスク、映画フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク等

※2 卑わいな姿態等

全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為

図書類取扱業者^{※3}は、有害図書類を青少年に販売・貸付、及び閲覧・視聴させてはいけません。

違反すると、30万円以下の罰金又は料料

※3 図書類取扱業者：書店・コンビニ・ビデオレンタル店、インターネットカフェ・まんが喫茶等

区分陳列

有害図書類は、下図の方法により、区分陳列しなければいけません。

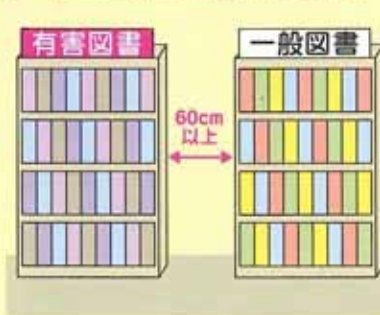
※店舗の外から有害図書類が見えないようにすることも必要です。

違反陳列に対して、改善の命令を行います。この命令に従わないと、30万円以下の罰金又は料料

1 成人コーナーを設ける方法



2 一般図書類と距離を離す方法



3 一般図書類と仕切る方法



4 背表紙のみ見えるようにする方法



5 ビニール包装、ひも掛け等の方法

※1~4の方法により、陳列することが困難な場合



有害図書類の陳列場所には次の掲示をしなければいけません。

ここに陳列している〇〇は、青少年保護条例により青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはならない図書類に該当しますので、18歳未満の青少年の方の購入、借受け、閲覧及び視聴を堅くお断りいたします。

おおむね25cm

おおむね10cm

違反すると、料料

6 有害がん具類等に関する規制

第12条

個別審査による指定

知事はがん具類等^{※1}の形状、構造又は機能が次のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、有害がん具類等として指定できます。

- 人体に危害を及ぼすおそれがあるもの
- 著しく性的感情を刺激するもの

有害がん具類とみなす規定

- 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類等
- 使用済みの下着（使用済みの下着である旨の表示若しくはそれと誤認させる表示がされ、又は使用済みの下着と誤認させる形態を有するものを含む。）
- 下着の形状をしたがん具類

知事が指定

該当

有害がん具類等

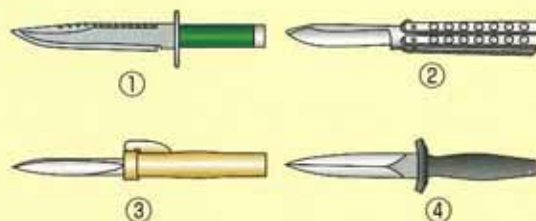
がん具販売店などは青少年に有害がん具類等を販売・貸付してはいけません。

違反すると、30万円以下の罰金又は科料

※1 がん具類等：がん具類、刃物類

有害がん具類等に指定している刃物類

- ① 固定式のナイフ（サバイバルナイフなど）
- ② 折りたたみ式のナイフ（バタフライナイフなど）
- ③ スライド式のナイフ（振り出しナイフなど）
- ④ 両刃ナイフ（ダガーナイフなど）



7 図書類又はがん具類等を収納する自動販売機に関する規制

第12条の3～第12条の6

自動販売機により、有害なおそれのある図書類又はがん具類等を販売する場合は、学校等の敷地から周囲200メートル以内の区域を設置禁止とする等の規制がかかります。

8 古物の買い受け等に関する規制

第14条

古本屋などの古物商は、青少年から古物（書籍、ゲームソフト、CD等）を買い受けてはいけません。ただし、青少年が保護者の委託を受けたり、同意を得た場合は除きます。

違反すると、20万円以下の罰金又は科料

9 入れ墨を施す行為等の禁止

第20条

何人も、青少年に対し、入れ墨を施したり、入れ墨を受けるよう勧誘・周旋してはいけません。

違反すると、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

10 みだらな性行為等の禁止

第21条

何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはいけません。

違反すると、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金



11 使用済み下着等の買受け等の禁止

第21条の2

何人も、青少年から使用済み下着などを買い受けてはいけません。

違反すると、30万円以下の罰金又は料料、業として行った者は、50万円以下の罰金

12 場所の提供及び周旋の禁止

第22条

何人も、次の①～⑦の行為が青少年になされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、その場所の提供又は周旋をしてはいけません。

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| ① 入れ墨を施す行為 | ⑤ 麻薬又は覚せい剤を使用する行為 |
| ② みだらな性行為又はわいせつな行為 | ⑥ 医薬品等で知事が指定するものを不健全な目的に使用する行為 |
| ③ 使用済み下着等の買受け等 | ⑦ 喫煙又は飲酒 |
| ④ 暴行 | |

①～②に該当する場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

③～⑦に該当する場合、50万円以下の罰金

青少年に関することは…

県 民 局	電 話
神戸県民局県民室県民協働課	078-382-8249
阪神南県民局県民室県民協働課	06-6481-4634
阪神北県民局県民室県民協働課	0797-83-3138
東播磨県民局県民室県民協働課	079-421-9105
北播磨県民局県民室県民協働課	0795-42-9352
中播磨県民局県民室県民協働課	079-281-9198
西播磨県民局県民室県民協働課	0791-58-2131
但馬県民局県民室県民協働課	0796-26-3648
丹波県民局県民室県民協働課	0795-72-5168
淡路県民局県民室県民協働課	0799-26-2048

各警察署等	電 話
兵庫県警察本部少年育成課 少年相談室「ヤングトーク」	0120-786-109
各警察署	
神戸東部少年サポートセンター	078-841-6360
神戸中央少年サポートセンター	078-341-5988
神戸西部少年サポートセンター	078-578-4395
神戸垂水少年サポートセンター	078-707-3344
神戸北部少年サポートセンター	078-582-4537
西宮少年サポートセンター	0798-35-3875
尼崎少年サポートセンター	06-6427-4651
阪神北少年サポートセンター	072-784-7820
明石少年サポートセンター	078-924-9535
東播少年サポートセンター	079-454-3364
姫路少年サポートセンター	079-285-4668
姫路南少年サポートセンター	079-237-1233

こども家庭センター	電 話
兵庫県中央こども家庭センター	078-923-9966
洲本分室	0799-26-2075
兵庫県西宮こども家庭センター	0798-71-4670
尼崎駐在	06-6423-0801
兵庫県川西こども家庭センター	072-756-6633
丹波分室	0795-73-3866
兵庫県姫路こども家庭センター	079-297-1261
兵庫県豊岡こども家庭センター	0796-22-4314
神戸市こども家庭センター	078-382-2525

相談センター	電 話
ひょうごっ子悩み相談センター (毎日9時～21時)	0120-783-111

問い合わせ



兵庫県企画県民部県民文化局

青少年課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL: 078-341-7711 (代表) FAX: 078-362-3957

✉ seishonen@pref.hyogo.lg.jp

🌐 http://web.pref.hyogo.lg.jp/org/org_ac12.html



21企P2-123A4